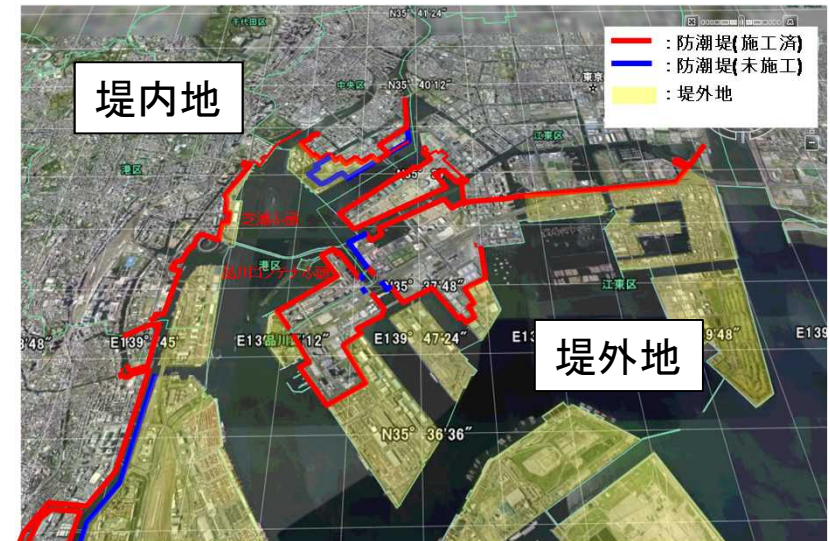


本ガイドライン策定趣旨

- 我が国の港湾においては、海岸保全施設より海側のいわゆる堤外地に物流機能が集中し、様々な企業が立地している。特に、我が国の経済活動の中核である三大湾においては、臨港地区の8割以上が堤外地となっている。
- 港湾の堤外地等において高潮による浸水被害が発生すると、我が国の港湾物流ネットワークや立地企業の生産活動が大きく停滞する可能性があることから、ガイドラインの策定により港湾の堤外地等における高潮対策を推進する。



【東京港における堤外地】

堤外地における高潮対策の基本的な考え方

①検討の対象とする高潮の規模と検討ケース

- ・堤外地については、規模の小さい高潮でも浸水する可能性があることから、本ガイドラインでは、最大規模の高潮のみならず、堤外地のみが被災する規模の高潮についても検討の対象とする。

②高潮対策の防護の目標

- ・「堤外地の人命を守る」ことに加えて、社会・経済活動への影響を最小化するため、「堤外地の資産の被害を低減する」ことの2つの目標を設定する。

フェーズ別高潮対応計画

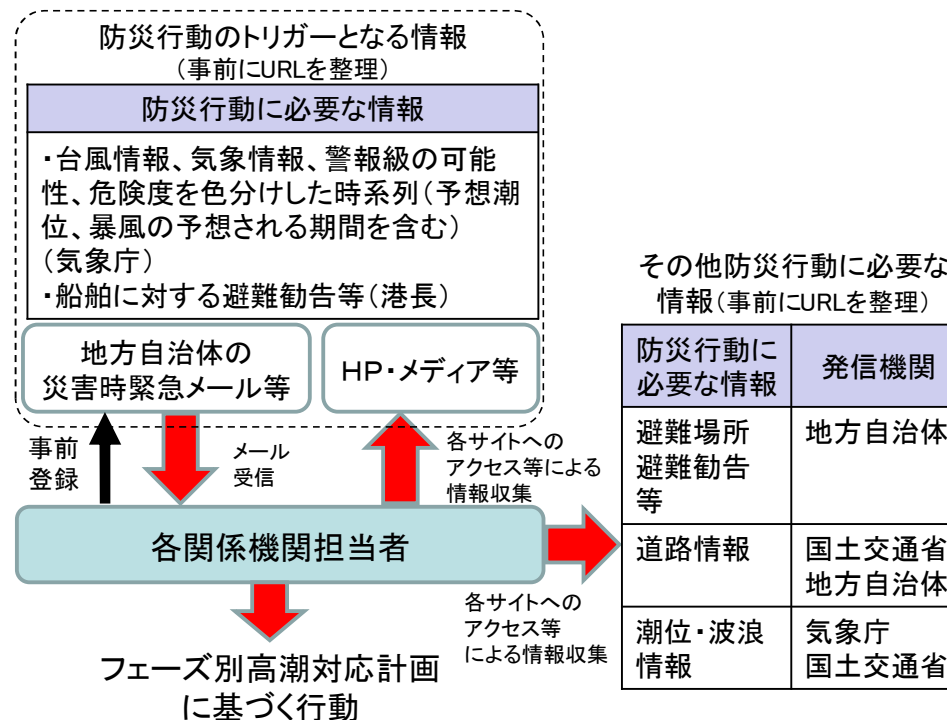
- 港湾の堤外地における就労者等の避難、貨物の高台への移動、コンテナの固縛など、強風注意報といった気象情報等をトリガー（契機）として予め取るべき防災行動をフェーズ別高潮対応計画として整理。
- フェーズ別高潮対応計画に基づき、各機関が円滑に防災行動を行えるよう、情報共有体制を構築。

防災情報	フェーズ	基本的な防災行動		
		人	動かない資産	動く資産
・台風情報 ・警報級の可能性	①	情報収集	準備	
強風注意報 (危険度を色分けした時系列により「注意報級・警報級の時間帯」等の確認)	②	関係者への情報提供、避難準備	固縛開始	車両、移動式クレーン等の移動準備
高潮注意報 (危険度を色分けした時系列により「注意報級・警報級の時間帯」、「予測潮位」等の確認)	③		固縛中	移動中
暴風・高潮警報 or 暴風・高潮特別警報	④	避難を開始し、暴風が吹き始めるまでに従業員等の避難を完了 <small>留まらざるを得ない、必要最小限の要員は、すみやかに垂直避難</small>	暴風が吹き始めるまでに固縛を完了	暴風が吹き始めるまでに移動を完了

夜間に警報級が予想されている場合には、防災行動を繰り上げ

暴風が吹き始めると対策や避難が困難となることから暴風警報が発表されてから暴風が吹き始めるまでの間(概ね3時間以内)に防災行動を完了させる

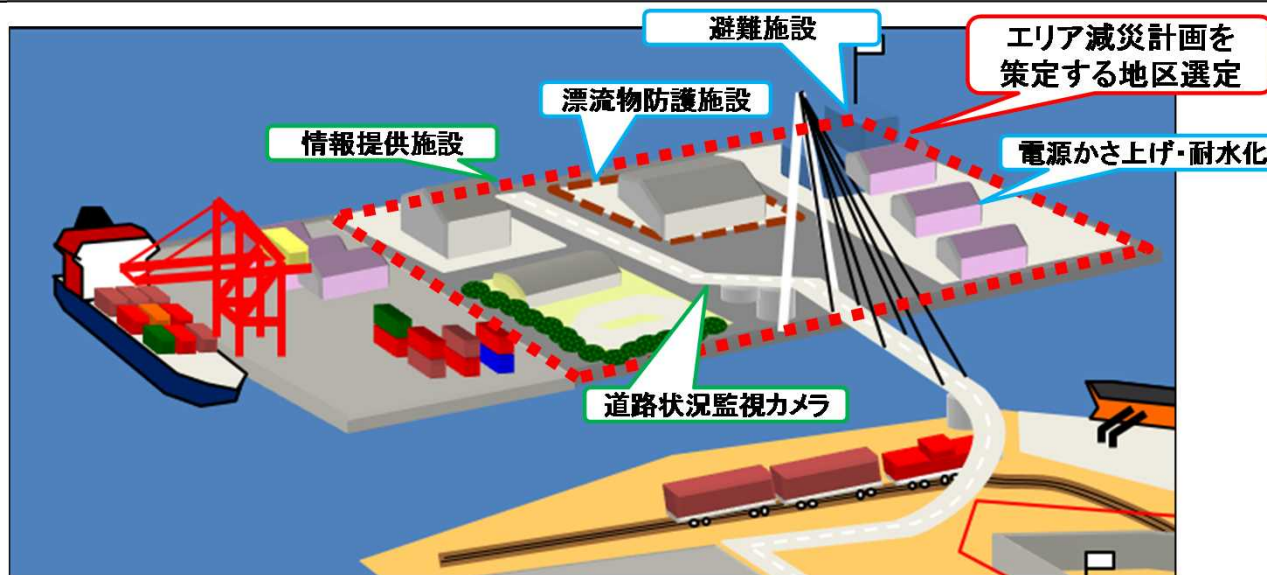
【フェーズ別高潮対応計画のイメージ】



【情報共有体制のイメージ】

エリア減災計画

- 港湾機能や産業機能が集積し、高潮による被害が大きい地区などについては、関係行政機関や民間企業等が連携し、避難誘導計画の共有や倉庫や電源設備の止水対策等、ハード・ソフトの一体的なエリア減災計画を策定し、その対策を推進する。



【エリア減災計画のイメージ】

【計画策定の流れ】

地区選定

•過去の高潮被害、企業の立地状況等により、物流・産業活動に重大な影響が想定される地区を選定

検討メンバー選定

•港湾管理者等が中心となり、地方整備局、市町村等の防災部局、立地企業、地方気象台等からメンバーを選定

高潮の規模の設定

•中・小規模高潮として再現期間50～100年程度の高潮偏差を基本に対策を検討する規模を設定

被害想定の実施

•設定した中・小規模高潮による浸水状況から、浸水深等に応じた具体的な被害を想定

対策の検討

•被害想定に基づき、ハード・ソフト対策を検討

①電源設備の嵩上げ



②岸壁水際部分の嵩上げ



③コンテナの積替え(重いものを下に)と金具による固定

